



始



山田流常曲新稿

常寂四時集

九



(一)

音符休止符左右手法其他之記号

音符	音の長短と顯す者にて琴の絃名即ち一より十迄の數字と斗爲中の十三字及び右手法の或記号に此音符を附記して其絃音の長短を示す	再附点音符	附点音符に更に一点を附加したる者にて附点音の外更に其二分の一だけ延長すべきものとす故に全音符に附記すれば全音符と二分音符と四分音符とを合計したる音長となるが如し
全音符	大凡四秒時間に於る音長にして通常四拍手の間を保つべき音長とす左圖は五の絃の場合を示す者にて以下凡て第五絃の例を用ふ	休止符	彈奏中暫時奏樂を休止すべき者にて其休止時間の長短を示す記号なり其種類は音符と同じく八種にして其長短も又音符と全し
五分音符	全音符の二分の一の音長にして通常二拍手即ち二秒時間に涉る音長とす	全体止符	四拍手の間即ち四秒時の間休止すべき者なり
四分音符	二分音符の二分の一の音長にして通常一拍手即ち一秒時間に涉る音長とす此音符には只琴の絃名のみを記し別に記号を附せず	二分休止符	二拍手間即ち二秒時の間休止すべき者なり
五分		四分休止符	一拍手の間即ち一秒時の間休止すべき者にて俗に(ソレ)又は(イヤ)と稱する間合は此休止符に相當する事多し
八分音符	四分音符の二分の一の音長にして通常一拍手の間に或る絃を二回彈ト得べき音長なりとす	八分休止符	四分休止符の二分の一の休止にして俗に(ヨイ)と稱する間合は此休止符に多し
五		十六分休止符	八分休止符の二分の一の休止にして俗に(ハッ)と唱ふる短かき休止なり
十六分音符	八分音符の二分の一の音長にして通常一拍手の間に或る絃を四回彈ト得べき音長なりとす	卅二分休止符	十六分休止符の二分の一の休止にして最も短き休止也
五		附点休止符	以上六種の休止符に附記して其功用を顯はす者にて附点音符と全く之を附したる休止符は其固有の休止より更に二分の一だけ余分に休止すべき者とす
三十二分音符	十六分音符の二分の一の音長にして一拍手の間に或る絃を八回彈ト得べき音長なりとす	再附点休止符	附点休止符に更に又一点を附記したる者にて附点休止符の外更に其二分の一だけ余分に休止すべき者とす凡て休止符は音符の間に記す
五			
附点音符	以上六種の音符の何れかに附加すべき者にて此附点音符を附記したる音符は其固有の音長の二分の一だけ更に延長すべき者也故に四分音符に記する時は四分音符と八分音符とを合計したる音長となるが如し記入法は各音符の右側に・点を附す		

常盤の茶

其の茶と帯つけ鳥はしと移しに於て廢れせざるも大く其後山は  
 うりかたう之移したる茶の茶をばかへし豊たなる人のもの  
 したにしく少松(念)たる油はそ焼杯のらきるをむせふおは流のす  
 えも下りきたかきかきすそのまききせしとつれとまらけけら  
 やまーやたそいそにすすふさく筆のよめなすすす  
 磯の海に水さす人のつらき心のなすす一ふーに思ひとあ  
 て呉井の夜うてさふ月の程か思ひかやーふはれ松葉の  
 松風ささふともさ一すじにさのちとわのねをまてさかや松の  
 ゆかりも移りた先せぬ宿を若井の若きは名にー里山谷に  
 たりる當れいともささ人て初音けふさいさのあつまこさ  
 調へたつさーあ代もをけかたらぬ常盤木のみとさの  
 ささや山そのとささ。

2. 11. 13  
内文



(二)

右手法	合せ爪以下半拘爪に至る迄を古來右手十七法と稱せり此十七法の記号にも音符の記号を附記して長短を示す	輪 <sup>レ</sup> 連 <sup>レ</sup>	中指の爪の右側にて第一絃と左方に向て其手の形状恰も輪を畫くが如く(シユウ)と拂ひ撫する者なり若し他の絃を撫すべき時は7の上部に其絃名を附記す
拇 <sup>レ</sup> 指 <sup>レ</sup>	拇指を用ひ可き場合は只琴の絃名のみを記し別に記号を附せず運指法は排爪の外は巾の方より第一絃の方に向て彈す可き者にて彈奏上此指を使用する事最も多し	7	
示 <sup>レ</sup> 指 <sup>レ</sup>	絃名の上部に   を附して記号とす運指法は第一絃の方より巾の方に向て彈すべき場合多し左圖は第五絃なり	引 <sup>レ</sup> 連 <sup>レ</sup>	中指に示指を添へ第一絃より巾の絃まで引き終る者にて最初の二絃と最終の二絃は強聲に中途は弱音に撫するを通則とす左圖一例は一より巾迄引き終る者にて二例は十の絃にて止まる可き場合を示す
五		半 <sup>レ</sup> 引 <sup>レ</sup> 連 <sup>レ</sup>	引連と全一の彈法なれども中途の絃即ち五六の絃より初め巾の絃にて終る者とす其中途にて止まる時等は引連の記号法に全じ
中 <sup>レ</sup> 指 <sup>レ</sup>	絃名の上部に    を附して記号とす運指法は示指に同じ左圖は第五絃の場合を示す	引 <sup>レ</sup> 捨 <sup>レ</sup>	引連と全一の彈法なれども第一絃より中指示指にて彈じ中途に及び中指を除き只示指のみにて巾の絃まで引き終る者とす其中途の絃にて止まる時等引連の記号法に全じ
五		7	
合 <sup>レ</sup> せ <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	拇指と中指又は示指にて甲乙二絃と同時に彈する者なり左圖は十五の兩絃を中指と拇指にて彈す可き合せ爪也	割 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	最初示指にて或る二絃を掻き次に中指にて次の二絃を(第一絃の方に當る絃)掻き最後に拇指にて或る一絃を彈する者とす而て示指及び中指にて掻くべき絃は拇指にて彈すべき絃より中間に三四絃を隔てたる第一絃の方の絃とす(俗にレハシヤテンと云ふ)
五合		99	
掻 <sup>レ</sup> き <sup>レ</sup> 手 <sup>レ</sup>	中指に示指を添へ第一二絃を巾の方に向て(シヤン)と掻く者とす若し他の絃を掻く可き時は9の上部に其絃名を附す即ち9 <sup>レ</sup> 等の如し	波 <sup>レ</sup> 反 <sup>レ</sup>	最初中指示指にて第一二絃を掻き次に巾爲の絃を中指の爪裏にて左方に向て撫し終りに最初の如く一二絃と掻く者とす而て第一回目を表二回目を裏三回目を表と稱す時として二回目の裏より始め三回目の表にて終ることあり即ち左圖一例及二例の如し
9		6% 69	
連 <sup>レ</sup> (一名裏連)	中指示指は爪の裏にて拇指は爪の表にて三指同時に巾の方より第一絃の方に向つて撫する者にて俗に(サアラーン)と云ふ而して其最終の絃は拇指のみにて彈する者とす左圖一例は巾より一まで撫し終る者二例は五の絃にて止まる者なり		
レ一 五			
流 <sup>レ</sup> し <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	拇指の爪角にて巾より第一絃の方に向て走らす者にて俗に(カアラーン)と云ふ而して最初の二絃と最終の二絃は強音に中途は弱音に彈するを普通の法則とす左圖一例は巾より第一絃まで撫し終る者二例は第五絃にふ止まるべき者なり		
レ一 五			

(三)

指 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	中指の爪と其指頭との間に或る一絃をはさみ最初左方に次に右方に向て(ゾー)とする可き者とす左圖一例は四の絃を左方に二例は四絃を左方に向て擦る者なり	半 <sup>レ</sup> 拘 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	拘爪と同一の手法なれど只示指にて彈する絃のみは貳分音符にて彈する者とす左圖は十拘の半拘爪にして示指は六の絃のみを彈して七絃を彈せず此外向半 <sup>レ</sup> 短半 <sup>レ</sup> 等の種類あれども詳説の要無し
四四		六〇五六十	
排 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	拇指の爪の裏角にて或る絃を一絃の方より巾の方に向て下より上に(リン)とすくふ者とす左圖は第五絃の場合を示したる者とす	左 <sup>レ</sup> 手 <sup>レ</sup> 法	右手にて彈する絃音に時々高低其他の變更を生せしむる者にて古來八法の稱あり
ヌ五		掩 <sup>レ</sup>	或る絃を彈したる后ち其余音を高上せしむる者にて其一音高くなる様に押と半音高上せしむる様に押との二種あり共に右手にて彈したる后ち其余響を左手にて押し高むる者にて左圖一例は五絃の一音二例は半音掩なり
押 <sup>レ</sup> 合 <sup>レ</sup> せ <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	乙甲二絃の第一絃の方に當る絃を手前の絃音と同音となる迄押しつゝ二絃同時に(ツレン)と彈する者なり左圖は五の絃を押しつゝ六の絃と同時に彈する場合を示す	五× 五×	
五×六		押 <sup>レ</sup>	或る絃を初めより押して彈する者にて左手の示指中指を併用す又甲乙二絃に跨りて二絃共に押べき時は手前の絃を拇指にて向ふの絃を中指示指にて押す之を(カケ押)と稱す左圖一例は五絃の半音二例は一音の押とす
散 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	中指の爪の右側にて第一絃を(シユウ)と擦る者にて輪連に似たり然ども輪連は輪の廻るが如き手法を爲し散爪は絃の位置を距る上方二三寸の處より下手する者とす左圖は第一絃の散爪を示す	五× 五×	
四		控 <sup>レ</sup>	或る絃を彈したる后左手中指の頭にて其絃を突き其余音を高上せしむる者とす而て掩は其余音を押し止め控は急に放つの別あり左圖は第五絃の控なり
拘 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	俗に(カラカラテン)と稱する者にて最初或る一絃の上に拇指を置き其絃より算へて五本向ふの絃に示指を掛け手前の方に向つて二つの絃を彈じ次に拇指の絃より算へて六本向ふの絃に中指を掛けて同じく二つの絃を彈じ終りに拇指を置きたる絃を彈する者として其拇指にて彈づる絃の名に従ひ十拘八拘等の名あり左圖は十拘の場合を示す其音長は通常四分音五個にて彈す	五	
六七五六十		臚 <sup>レ</sup>	或る絃を彈したる后左手示指中指にて其絃をつまみ右方に向つて引きゆるめ其余音を半音程低下せしむる者とす左圖は第五絃の臚なり
五		重 <sup>レ</sup> 押 <sup>レ</sup>	或る絃を彈し押しして放ち又急に押し止むる者とす左圖は五絃の場合を示す
早 <sup>レ</sup> 拘 <sup>レ</sup> 爪 <sup>レ</sup>	拘爪の音符の早き者にて通常四分音符一個と八分音符四個即ち三拍手の間に彈し終る者多し而て拘爪及早拘爪は拇指示指中指の記号を知れば別に何の記号も要せず	五×	
六七五六十		搖 <sup>レ</sup> 吟 <sup>レ</sup>	或る絃を彈し其音を動搖せしむる者にて控を數回重ね最後に押し止むる者なり左圖は第五絃の場合を示す
五		五	















る—うぐ—ひ—す—の—  
 テ ツ テン ト テン ナ テン ナ リ ヤン テン ナ リ ヤン テン  
七 交 七 曲 曲 九 | 十 九 / 斗 斗 奉 九 / 斗 斗 | 奉 九

ナ リ ヤン ナ リ ヤン ナン ナ ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
 / 斗 斗 奉 斗 斗 奉 斗 / 十 十 斗 斗 十 十 / 斗 斗

ふ—と—ぶ—き—そ—へ—  
 テン コーロ リ ナ テン ナ ラ テ ツ テン ト ツ ナ テ ツ テ  
為 中 為 斗 十 九 | 十 九 十 斗 為 六 斗 十 九 八 七

—て—初—音—けふ— 春—ひ—記—  
 ツ テン ツ テ ナ ト コーロ リン ツ テ ツレン ツレン ツ テ ト ナ テ  
六 七 | 八 九 十 二 七 六 五 | 六 七 八 七 八 九 | 五 十 七

—の—ぶ—る— つま—ぐ—と—の—  
 ツ ナ ツ コーロ リ ヤ テン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
交 九 八 七 六 | 五 九 九 斗 十 八 / 八 九 斗 九 七 | 七

※斗=平  
 テン テン テ テ テ テ ..... シン テン テン テン テン テン ツン  
七 七 七 七 七 七 ..... | 九 為 七 七 | 為 十 | 斗

ナン ツン トン カ ラ テン ナン シヤ シヤ テン シヤ シヤ テン ナン コーロ リン  
 } 為 斗 五 | 七 八 十 斗 九 九 | 九 九 九 十 斗 | 十 九 八

ナン ト テ ナン ナ ツ コーロ リン テン テン ト テ ナン ナ ツ テ  
七 五 九 | 十 為 斗 十 九 八 | 七 九 五 九 十 | 十 八 七

コーロ リン ナ ナ ナン ナン コーロ リ ツレン ナ コーロ リ ナ コーロ  
八 七 | 六 九 十 斗 為 | 十 九 八 斗 斗 十 九 | 八 九 七 六

リ シヤ シヤ コーロ リン テ ツン ツ ヤン ト ナン ナ シヤ テン ナ ト  
五 九 九 | 七 六 五 七 交 交 斗 } 六 斗 斗 | 九 十 七

ツン ツ テン テ ナン ナ リ レン テ レ テ レ ナン ツン ナ リ レン  
斗 斗 | 為 九 十 / 為 為 十 | 九 九 九 九 十 斗 為 為 斗

ナ レ テ レ ナン ツ レ ツ レ ナン ナ リ ナ リ テン ナ リ ナ  
九 九 九 九 十 斗 斗 斗 斗 為 | 為 為 為 為 為 為 為 為

リ テ レ テ レ ツ レ ツ レ テ レ テ レ ツ レ ツ レ テ  
為 為 為 為 為 | 斗 斗 斗 斗 十 十 十 斗 斗 斗 斗 十

レ テ レ テ レ テ レ テン ナ リ ナ リ レン ナ リ ナ リ レン  
斗 十 斗 | 九 九 九 九 九 十 斗 十 斗 九 | 十 斗 十 斗 九

シヤ シヤ ナ シヤ ナ シヤ ナ シヤ ツ テ ナ シヤ ナ シヤ ナ ツン  
九 九 十 九 | 十 九 十 九 斗 為 十 | 十 九 十 九 為 斗

ナ トン カ ラ ツン ツ レ ツ レ ナン トン カ ラ リン ツ テン ツン  
為 | 八 七 八 為 斗 斗 斗 斗 為 | 五 四 五 九 斗 為 斗 | 九

ト テン テ レン ツレン ツレン テ レン ツン  
曲 九 / 十 斗 / 斗 斗 | / 九 九 / 九 九 / 斗 斗 /

ナ レン ナ レン ナ ツン ツ テン テ ト ナン ナ ツ  
為 為 | / 九 九 / 十 斗 / 斗 為 | 為 五 十 十 為 為 斗











五段

五.四三<sub>う</sub> | 六六七<sub>ニ</sub> | 五.四三<sub>う</sub> | 九八七<sub>六</sub>

七六 | 五<sub>四</sub>三<sub>う</sub> | 五<sub>う</sub>六<sub>う</sub> | 七<sub>〇</sub>八 | 九<sub>十</sub>

九<sub>五</sub> | 十<sub>九</sub>八<sub>七</sub> | 中<sub>為</sub>斗<sub>十</sub> | 九<sub>十</sub>九<sub>八</sub> | 七<sub>〇</sub>

中<sub>為</sub>斗<sub>十</sub> | 九<sub>十</sub>九<sub>八</sub> | 九<sub>十</sub> | 中<sub>為</sub>斗<sub>十</sub>

為<sub>中</sub> | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>う</sub> | 為<sub>中</sub> | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>八</sub>九<sub>七</sub>八 | 為<sub>う</sub>

中<sub>為</sub> | 中<sub>為</sub> | 斗<sub>為</sub> | 十<sub>う</sub> | 十<sub>九</sub> | 八<sub>う</sub> | 斗<sub>斗</sub> | 十<sub>う</sub>

う<sub>為</sub> | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>う</sub> | 十<sub>九</sub> | 八<sub>う</sub> | 九<sub>う</sub> | 八<sub>七</sub>

う<sub>八</sub>七<sub>六</sub>五 | 五<sub>四</sub>三<sub>四</sub> | 五<sub>六</sub>七<sub>六</sub>五 | 八<sub>七</sub>

六<sub>ニ</sub> | 五<sub>九</sub>八<sub>七</sub>六<sub>五</sub> | 四<sub>三</sub> | 五<sub>う</sub>六<sub>う</sub>

七<sub>〇</sub>八 | 九<sub>十</sub> | 斗<sub>十</sub> | 九<sub>八</sub>七<sub>六</sub>五 | 九<sub>う</sub> | 斗<sub>為</sub>

五 | 十<sub>九</sub>八 | 為<sub>中</sub>九<sub>十</sub> | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>九</sub>八<sub>七</sub> | 九<sub>〇</sub>

十<sub>〇</sub> | 七<sub>六</sub> | 三 | 八<sub>七</sub>六<sub>七</sub> | 七<sub>三</sub> | 八<sub>七</sub>六 | 五

曲<sub>九</sub> | 三 | 八<sub>七</sub> | 八<sub>七</sub>六 | 七<sub>五</sub>四 | 五<sub>四</sub> | 三<sub>四</sub> | 五

う<sub>六</sub> | 八<sub>七</sub> | 六<sub>七</sub>八<sub>ニ</sub> | 五<sub>四</sub>三<sub>う</sub> | 九<sub>八</sub>九<sub>九</sub>

八<sub>七</sub>八<sub>七</sub>六<sub>五</sub> | 四<sub>三</sub> | 七<sub>六</sub> | 五<sub>四</sub>三

九<sub>十</sub> | 九<sub>七</sub> | 七<sub>六</sub> | 五 | 四 | 五<sub>う</sub> | 六<sub>う</sub> | 七<sub>う</sub>

八 | 九<sub>十</sub> | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>九</sub> | 八<sub>七</sub> | 三 | 為<sub>斗</sub> | 十<sub>九</sub> | 十<sub>八</sub>

中<sub>中</sub> | 七<sub>為</sub> | 斗<sub>為</sub> | 十<sub>九</sub> | 十<sub>う</sub> | 斗<sub>う</sub> | 為<sub>ノ</sub> | 為

八 | 中<sub>為</sub> | 斗<sub>為</sub> | 為<sub>八</sub> | 中<sub>為</sub> | 斗<sub>十</sub> | 九<sub>十</sub> | 斗<sub>為</sub> | 斗<sub>う</sub>

中<sub>為</sub> | 斗<sub>為</sub> | 十<sub>九</sub> | 十<sub>九</sub> | 八<sub>う</sub> | 中<sub>中</sub> | 為<sub>斗</sub> | 斗<sub>為</sub> | 斗<sub>為</sub>



(四)

一 絃輪運  
 リン シウ コーロ リン コーロ リン コーロ リン シウ シウ リン コーロ リン  
 十 七 | 中 為 斗 斗 十 | 九 十 九 八 | 九 十 九 八  
 コーロ リン コーロ リン シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 九 八 | 七 八 七 六 五 | 四 三 二 | 一 六 | 二 三  
 リン シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 五 | 二 | 七 七 | 五 四 三 二 | 一 五 一 六 | 一 七  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 } 三 | 八 九 五 十 | 斗 斗 十 九 | 為 ノ 中 為 斗 十 | } 一  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 一 為 斗 | 為 一 斗 十 | } 一 七 | 一 一 一 中  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 中 一 中 | 斗 一 為 一 | 中 為 斗 十 | 為 斗 十 為 中 為  
 リン シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 斗 為 斗 | 十 | 中 為 斗 斗 為 十 斗 為 斗 十 | } 七 八  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 十 九 | 中 為 斗 斗 十 九 | 八 | 九 九 九 九 | 九 九 九 九  
 二 一 一定流九 九段  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 レ 〇 | 一 | } 一 一 五 一 一 五 | 一 一 六 五 一 一 | 七 八  
 コーロ リン シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 ノ 八 七 六 | 五 四 三 二 | } 一 一 五 一 | 六 一 七 〇 | 八 | }

(五)

リン シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 九 十 | 七 七 八 七 六 五 | 為 中 十 斗 | 中 為 斗 十 九 八  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 一 一 一 一 | 斗 五 十 九 八 | } 一 一 十 一 | 斗 一 為 ノ  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 為 八 中 為 斗 〇 | 為 ノ 為 八 中 為 斗 十 | } 九 〇 八  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 〇 中 為 斗 為 斗 十 十 九 | 八 一 一 九 十 | 一 斗 一 為  
 シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ シウ  
 中 斗 為 五 | 十 九 八 | } 九 十 八 九 七 | 〇 〇 六 〇 | } 五  
 〇 | } }



304  
275

製複許不



發售所 發售所 發售所 發售所 發售所 印刷者 發行所 發行所

大正二年十一月三日 印刷  
大正二年十一月十三日 發行  
定價金四拾錢 送料貳錢

福岡縣筑前國筑紫郡堅粕村大字  
馬出十番地  
井上 茂藏  
全縣全國全郡全村東公園  
等曲通信教授所  
福岡市中市小路六番地  
高見 章  
福岡市中島町  
株式會社積善館支店  
京都市三條通寺町東入  
十字屋  
京都市京橋三丁目二番地  
十字屋樂器店  
日本樂器製造株式會社支店  
共益商社  
東京市白土金平里町七七  
三共堂  
福岡市橋口町二十四番地  
野樂器店

山田流 箏曲新譜

此外山田流生田流共續々出版致志之  
詳細は發行所へ参照合せらる

何き説明付きの譜本にて印刷鮮明体裁美意あり

目次

那須野景	定價金四拾錢
孫子江乃島	定價金三拾錢
住吉子鳥乃曲	定價金三拾錢
松上乃鶴	定價金三拾錢
今季乃桃	定價金三拾錢
初若乃春	定價金三拾錢
越後獅子松	定價金三拾錢
八代獅子熊	定價金三拾錢
小督乃雲	定價金三拾錢
手付どき(六段外七曲)	定價金三拾錢

以上通利各貳錢



967



終